公　　告

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成２１年条例第１号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第５項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及び理由がある場合には、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年１１月６日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　特定大規模集客施設の名称
　仙台市愛子土地区画整理事業　６街区
２　特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　株式会社カインズ　代表取締役　高家 正行
　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
３　新設予定地の所在地及びその敷地の面積
　仙台市青葉区下愛子字観音堂７４外
　２７，８８８㎡
４　特定大規模集客施設の用途
　店舗
５　特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計
　９，８３７㎡
６　特定大規模集客施設の店舗面積の合計
　７，９３０㎡
７　特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域
　準工業地域

８　特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日

令和９年４月２４日

９　特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日

令和１０年１月１５日

10　特定大規模集客施設の一日、一月又は一年あたりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠

一日あたり約８，０００人

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）で定める計算式

11　特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由

（１）本計画地は、JR 仙山線愛子駅及び路線バスが利用可能な区域に位置しており、自家用車に加えて公共交通機関による来店が可能な立地であるため。

（２）本計画地は既存の住宅地及び生活サービス機能が集積する愛子地区に立地しており、周辺居住者が公共交通機関や徒歩・自転車により利用しやすい環境を有しているため。

（３）本計画は既存市街地に近接した区域において実施するものであり、新たな郊外開発による都市機能の分散を招くものではなく、既存の公共交通ネットワークを活用した持続可能な土地利用に資する立地であるため。

12　届出年月日

令和８年１０月２３日

13　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、仙台市役所、名取市役所、多賀城市役所、富谷市役所、利府町役場、村田町役場、川崎町役場、大和町役場、七ヶ浜町役場及び色麻町役場

14　縦覧期間

令和８年１１月６日から令和９年３月８日まで

15　意見書提出先

宮城県経済商工観光部商工金融課

16　意見書提出に関する注意事項

条例第１１条第３項及び第４項の各号及び意見書様式を参考のこと